

地産地消推進店認定事業 概要

1 目的 市内の小売店及び飲食店等を三条市地産地消推進店として認定し、地産地消推進の取組を広く市民及び観光客に周知することで、地場農産物等への理解と地産地消の意識向上につなげ、その生産及び消費の拡大を図るため。

2 認定数 85店（平成24年2月23日現在）

【内訳】

飲食店等 47店舗、小売店等 15店舗、スーパーマーケット 14店舗
直売所 7か所、定期市 2か所

3 方法 申請書を受け取り、農林課で審査及び認定を行う。認定結果をもとに通知書及びプレートを発行する。

4 認定基準

【認定共通事項】

- (1) 地産地消の推進に協力し、地場農産物等を積極的に販売、宣伝広告する意欲があること。
- (2) 市民等に分かりやすく地場農産物等の産地表示をしていること。
- (3) 推進店であることを市のホームページや広報紙等で紹介されることを承諾すること。
- (4) 食品衛生法等の関係法令を遵守していること。

【認定個別事項】

- (1) スーパーマーケット、八百屋、定期市
地場農産物等の販売及び掲示物があり、その期間が年間おおむね6月以上であること。
- (2) 米穀販売店、魚屋、精肉店
地場農産物等の販売及び掲示物があり、その期間が通年であること。
- (3) 農産物直売所等
地場農産物等の販売量又は販売金額が、年間で全体の販売量又は販売金額のうち8割以上を占めること。
- (4) 飲食店等
提供する料理に地場産の農産物等を通年で1製品以上使用し、その旨を記載した掲示物を店内又は店頭に掲示していること。

5 階級付与（星の数）

産地区分	階級
三条市内	3
新潟市南区庄瀬及び新飯田区域、長岡市寺泊、栃尾及び中之島区域、加茂市、見附市、燕市、弥彦村並びに田上町内	2
上記区域を除く新潟県の区域内	1

